

豊中市民間保育所等の分園設置に係るガイドライン

第1 目的

このガイドラインは、保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）が分園を設置する際の基準を示し、分園を設置しようとする者への指導の指針を示すことを目的とする。

第2 対象

このガイドラインの対象は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により、本市の認可を受けた保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下、「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の規定により、本市の認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により、本市の認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

第3 事前協議

分園を設置しようとする者は、あらかじめ「豊中市保育所等設置等に係る事前協議要綱」に基づく協議を市と行うものとする。

第4 分園設置を認めるための要件

1. 設置、経営主体及び管理運営

- (1) 分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所等（以下、「本園」という。）を設置経営する事業者とする。
- (2) 分園の管理運営は、本園の施設長又は園長のもとに本園と一体的に施設運営が行われるものとする。

2. 認可定員及び距離

- (1) 分園の認可定員については、30 人未満を目安とし、本園への持ち上がりが確保されていることを原則とする。
- (2) 本園と分園の距離については、徒歩 10 分以内で移動できる距離を目安とする。

3. その他

分園の設置及び運営に当たっては、このガイドラインに定めるもののほか、保育所は「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日付け児発第 302 号通知）を、認定こ

も園は「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」
(平成 28 年 8 月 8 日付け府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号通知)
を遵守するものとする。

付則

このガイドラインは、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。